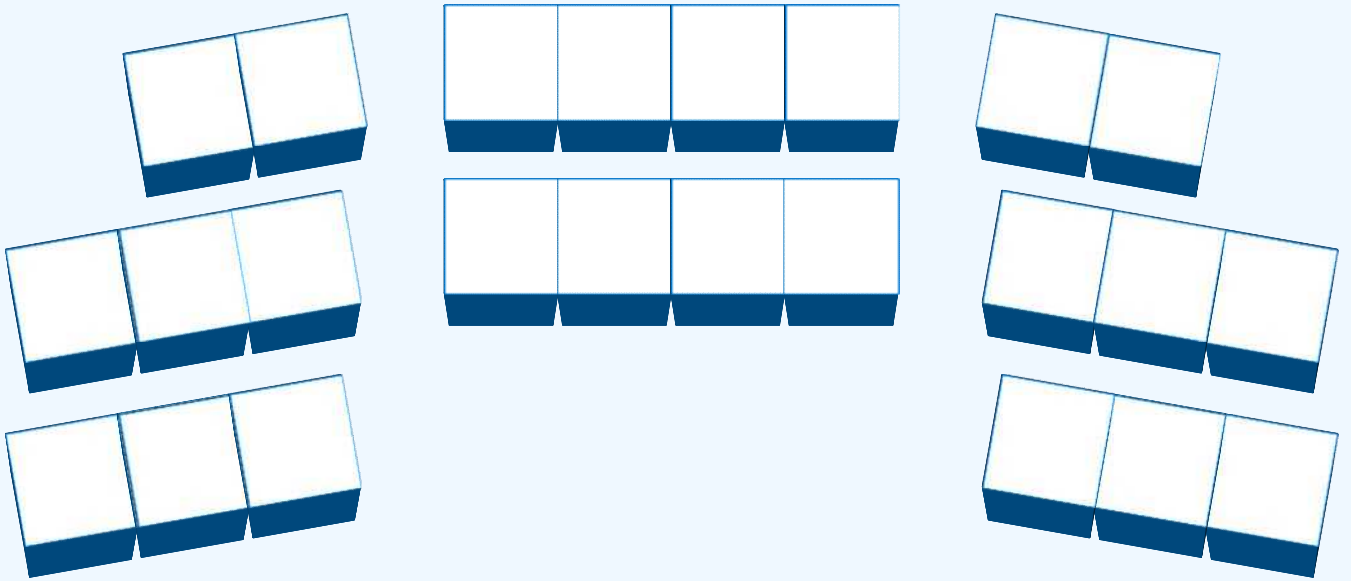


VOL.204
2024・6

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌-----	3
行政視察報告-----	6
総務企画委員会	
文化複合施設整備特別委員会	
議長会の動き-----	22
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
各種協議会等の動き-----	25
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
青梅市議会新着図書目録-----	26
要綱・要領等の制定、改廃の状況-----	27
制定された要綱・要領-----	36
青梅市電話応答自動化システム使用プロポーザル選定委員会設置要綱	
以下 21 件	

議 会 日 誌

<2月>

1日（木）午後 2:00	西多摩郡町村議会議員大会〔瑞穂ビューパーク・スカイホール—島崎議長、局長〕
午後 2:00	三多摩上下水道及び道路建設促進協議会第1委員会〔東京自治会館—中野議員、主査〕
2日（金）午後 2:30	東京都十一市競輪事業組合議会〔京王閣競輪場—久保議員、山内議員〕
5日（月）午前10:00	福祉文教委員会
午後 2:00	東京都市議会議員研修会〔府中の森芸術劇場—全議員〕
6日（火）～7日（水）	総務企画委員会行政視察〔ボートレースまるがめ、ボートレース児島〕
7日（水）午後 1:30	令和6年第1回西多摩衛生組合議会定例会・議員全員協議会〔西多摩衛生組合—湖城副議長、阿部議員〕
8日（木）午後 1:30	定期監査説明聴取〔市役所委員会室—山内監査委員〕
10日（土）午後 2:00	発達障害者支援体制整備事業講演会〔市役所会議室—島崎議長〕
13日（火）午後 3:00	東京都市議会議長会定期総会〔東京自治会館—島崎議長、局長〕
14日（水）午前10:00	定例記者会見〔市役所会議室—島崎議長、湖城副議長、次長〕
午後 1:30	文化複合施設整備特別委員会行政視察〔足立区〕
15日（木）午前10:00	令和6年第1回青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会〔羽村市水道事務所—みねざき議員、山崎（善）議員、迫田議員〕
16日（金）午前10:00	議会運営委員会
17日（土）午後 1:00	第56回青梅マラソン大会開会式〔住友金属鉦山アリーナ青梅—全議員〕
20日（火）午前10:00	本会議〔議案審議〕
午後 1:27	総合病院建替特別委員会
午後 1:30	文化複合施設整備特別委員会
21日（水）午後 1:15	令和6年第1回東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議、全員協議会、定例会〔東京自治会館—鴨居議員〕
22日（木）午後 3:00	議会運営委員会

27日（火）	午前 9:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
28日（水）	午後 1:30	定期監査講評、例月出納検査〔市役所会議室―山内監査委員〕
	午後 3:00	西多摩地域広域行政圏協議会審議会〔市役所会議室―島崎議長、鴨居議員、野島議員〕
29日（木）	午前10:00	福祉文教委員会

<3月>

1日（金）	午前10:00	総務企画委員会 福祉文教委員会
4日（月）	午前10:00	予算決算委員会
	午後 0:28	総合病院建替特別委員会
	午後 0:28	文化複合施設整備特別委員会
	午後 1:29	全員協議会
5日（火）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
6日（水）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
	午後 5:13	福祉文教委員会
7日（木）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
9日（土）	午前10:00	梅ヶ谷トンネル見学会〔迫田環境建設委員長、山崎（哲）環境建設副委員長〕
10日（日）	午前11:50	観梅市民まつり開会式〔神代橋通り―島崎議長〕
12日（火）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔委員会審査報告、議案審議〕
13日（水）	午前10:00	予算決算委員会
14日（木）	午前10:00	予算決算委員会
15日（金）	午前10:00	予算決算委員会
16日（土）	午前11:00	梅ヶ谷トンネル開通記念式典〔ひので肝要の里―島崎議長、湖城副議長〕
18日（月）	午前 9:00	福祉文教委員会
	午前10:00	予算決算委員会
23日（土）	午後 1:30	交通安全のつどい〔霞共益会館―島崎議長〕
25日（月）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔委員会審査報告、議案審議〕
27日（水）	午後 1:30	例月出納検査〔市役所会議室―山内監査委員〕

- 28日（木）午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合議会〔東京自治会館―久保議員、山内議員〕
- <4月>
- 1日（月）午前10:00 辞令交付式〔市役所会議室―島崎議長〕
- 6日（土）午前 9:00 青梅市少年軟式野球連盟青梅春季大会開会式〔市民球場―島崎議長〕
- 7日（日）午前10:00 青梅市消防団任命式〔霞共益会館―島崎議長、湖城副議長、山田（紀）議員、寺島議員、藤野議員、山崎（善）議員、片谷議員、長谷川議員、山崎（哲）議員、阿部議員、山田（敏）議員、山崎（勝）議員、久保議員、野島議員〕
- 9日（火）午後 3:00 東京都市議会議長会事務局長連絡会議〔武蔵野市役所―局長〕
- 12日（金）午前10:00 長野県千曲市行政視察来訪〔市役所委員会室―予算決算常任委員会について、青梅市議会災害対応方針について、議会運営全般について〕
- 13日（土）午前10:00 第65回市民スポーツ大会総合開会式・第77回都民体育大会青梅市代表選手結団式〔市役所―島崎議長〕
- 15日（月）午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議〔ボートレース戸田―局長〕
- 17日（水）午後 3:00 東京都市議会議長会臨時総会〔東京自治会館―島崎議長、局長〕
- 21日（日）午後 2:00 府中市市制施行70周年記念式典〔府中の森芸術劇場―島崎議長、局長〕
- 23日（火）午後 2:30 東京都市監査委員会定期総会〔東京自治会館―山内監査委員〕
- 25日（木）午後 2:00 関東市議会議長会定期総会〔ロイヤルパインズホテル浦和―島崎議長、局長〕
- 26日（金）午後 1:00 今井土地地区画整理組合設立総会〔霞共益会館―島崎議長〕
午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室―山内監査委員〕



行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である「収益事業の売上向上について」の調査、研究を目的として、ナイトレースを開催している「ボートレースまるがめ」と、デイレースを開催している「ボートレース児島」の売上向上策やファン獲得の取組等の視察をすることとした。

視 察 地 ボートレースまるがめ（香川県丸亀市富士見町４－１－１）

ボートレース児島（岡山県倉敷市児島元浜町６－３）

視察期日 令和６年２月６日（火）～７日（水）

視察事項 収益事業の売上向上について

参 加 者 （委員長）鴨居たかやす （副委員長）山田 敏夫
（委 員）藤野ひろえ、山崎 善信、島崎 実、久保 富弘、
野島 資雄
（随 行…中村議事係長）

欠 席 者 （委 員）長谷川真弓

【ボートレースまるがめ】

１ 概 要

昭和27年10月31日に全国で６番目のモーターボート競走場として初開催し、平成20年度にはナイト照明施設整備工事を行い、全国で５番目、中国・四国地区では初のナイト場として平成21年４月21日から全レースでナイト開催の営業を開始した。

令和３年度は、前年度に引き続き十分な新型コロナウイルス感染予防対策を講じながらの営業であったが、売上金額は過去最高の148,517,327,700円を記録した。

施 行 者	丸亀市 香川県中部ボートレース事業組合	
開 催 日 数 (令和４年度)	192日 (丸亀市168日、香川県中部ボートレース事業組合24日)	
施 設 規 模	敷 地 面 積	133,457.58 m ²
	収 容 人 員 席 数	約4,000人 1,435席
	水 面 積	86,455.50 m ²

２ 売上向上策の推進について

(1) YouTube番組のライブ配信の実施

- (2) SNS（X（旧Twitter）、Instagram、Facebook、LINE）やWeb広告による情報発信の強化
- (3) 電話投票会員向けポイントサービスの充実や独自キャンペーンの実施
- (4) 場外発売場へのオリジナルグッズの提供や抽選会などのキャンペーンの実施
- (5) 場外発売場でのイベントや訪問による発売以来の実施

3 施設・設備の改善について

竣 工 月 日	内 容
平成24年7月	スタンド棟
平成24年7月	駐車場昇降棟
平成24年6月	外向発売所（Bポートまるがめ）
平成25年11月	わんぱくランド棟
令和3年1月	特別観覧施設ROKU
令和5年3月	COMMUNITY PARK Grüün まるがめ

(1) 令和6年～7年度 外向発売所移転拡充工事

(2) 令和7年～8年度 選手宿舎新築工事

(3) 令和7年～9年度 BTSまるがめ改築工事

※上記以外に選手管理棟、整備棟、大型映像装置、大時計、審判操作卓、競技卓、スタンド等大規模改修工事を予定している。

4 外向発売所（Bポートまるがめ）について

(1) 施設概要

竣 工 月 日	平成24年6月
構 造	鉄骨造 地上2階建
建 築 面 積	681.23㎡
延 床 面 積	1,084.30㎡ 1 F 投票スペース612.47㎡ 2 F 多目的室471.83㎡
収 容 人 員	380人

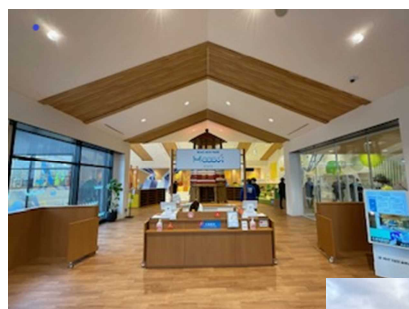
(2) 発売概要

営 業 日 数	340日
営 業 時 間	7：00～10：00
1 日 平 均 売 上	令和4年度 1,351,000円
1 日平均利用者数	令和4年度 322人

5 COMMUNITY PARK Grüünまるがめについて

「子どもたちの健全な育成と老若男女問わず世代交流ができる地域交流のコミュ

ニティの拠点に」をコンセプトに、一般財団法人BOATRACE振興会が推進するボートレース場の複合施設化（ボートレースパーク化）事業の一環として「Grüünまるがめ」「Moooviまるがめ」を整備し、令和5年5月13日よりオープンした。



名 称	構 造	面 積
BOAT KIDS PARK Mooovi まるがめ（屋内）	鉄骨造 平屋建	734.64 m ²
BOAT KIDS PARK Mooovi まるがめ（屋外）	—	460 m ²
Park Center	鉄骨造 平屋建	250.79 m ²
芝生広場	—	3,300 m ²
敷地面積		5,140 m ²

6 ナイターレースのメリット・デメリットについて

(1) メリット

ア ナイター開催における競合場数が少ないため、売上額の増加が見込める。

(2) デメリット

ア 周辺対策（騒音、防犯、場内外警備）の強化が必要となる。

イ ナイター照明等の施設整備が必要となる。

7 ファン獲得の取組（ファンサービスやイベント等）について

(1) 本場30km圏の活性化

ア レース情報や場内イベントなどのSNSによる情報強化

イ 女性、若者、ファミリーなど各層をターゲットにしたイベントの実施
（フードフェスやお笑いステージ、物産展、親子向けワークショップなど）

ウ 選手を活用したトークショーの実施（地元・女性選手など）

エ 日本財団などの海事振興事業との連携によるイベントの実施

オ 地元観光協会と連携したモニターツアーの実施

(2) 顧客の囲い込み

ア キャッシュレス化の推進

イ ファンクラブ会員の入会促進

ウ 有料席のサービスを充実（キャッシュレスカードによる割引や抽選会）

8 年度別売上額および繰出金額ならびに用途状況等について

年 度	売 上 額	繰 出 額
令和 2 年度	139,990,584,000 円	2,000,000,000 円
令和 3 年度	148,517,327,000 円	6,400,000,000 円
令和 4 年度	144,953,416,000 円	9,000,000,000 円

(1) 市民交流の新たな拠点となることを目指した市民交流活動センターや新庁舎の整備に活用

(2) 令和元年7月の西日本豪雨や9月の台風において丸亀城の石垣が崩落し、その復旧工事に活用

(3) 次代を担う人材の誕生、成長及び活躍を支援することを目的に、「丸亀市次世代育成基金」を設置するとともに



説明をうける委員（ボートレースまるがめ）

に繰出金50億円を積立て、令和5年度より市内公立小中学校の給食費無償化の実施。また、子ども医療費助成制度の対象年齢の上限を、15歳から18歳に拡大



総務企画委員会の委員（ボートレースまるがめ）

【ボートレース児島】

1 概 要

昭和27年11月22日に全国で9番目のモーターボート競走場として初開催した。

令和3年度は、前年度に引き続き十分な新型コロナウイルス感染予防対策を講じ、無観客開催等を行うことなく開催できたことから、過去最高の83,479,910,900円を記録した。

施 行 者	倉敷市 備南競艇事業組合	
開 催 日 数 (令和4年度)	198日 (倉敷市174日、備南競艇事業組合24日)	
施 設 規 模	敷 地 面 積	108,600 m ²
	収 容 人 員 席 数	24,271 人 8,300 席
	水 面 積	78,011.40 m ²

2 売上向上策の推進について

- (1) 既存ファンへの施策として、電話投票会員へのポイント付与およびキャッシュレス会員へのポイント付与等の実施
- (2) 新規ファンへの施策として、ファミリー向け場内イベント、初心者向け予想会等の実施
- (3) 場外発売場への訪問による発売依頼の実施
- (4) X（旧Twitter）、Facebook、LINE、Instagramによる情報発信の実施
 - ア X（旧Twitter）・・・レース情報やイベントの紹介

- イ Facebook . . . 選手や場内イベントの紹介
- ウ LINE . . . 場内イベントの紹介および予約
- エ Instagram . . . 倉敷市内外のおすすめ店、スポット紹介

(5) YouTubeにおいて、情報番組「はなまるPARK児島DE遊ぼ〜と」、選手紹介、タレント出演による予想会

3 損益分岐点の改善について

売上比率の多くを占める電話投票での舟券購入に対して、インセンティブを付与するためのポイントサービスの強化、開催日程の調整や発売締切時間の見直し等により、売上増加を図り収益率の向上に取り組んでいる。

また、スタンド棟整備事業により、施設規模をコンパクト化することで、ランニングコストを低下させる努力を進めている。

4 施設・設備の改善について

(1) スタンド整備事業として、令和9年度の完了を目途に、コンパクト化にすると



ともに多様な席やグループ席の充実およびハイグレードな指定席を設置。また、屋内外に魅力ある多種多様な遊具を配置した「子どものあそび場」を新設するとともに、多世代が楽しめ、魅力あるスタンド棟を完成させる。

上：改修後のスタンド棟（イメージ）（ボートレース児島）
下：改修後の子どもの遊び場（イメージ）



(2) 選手宿舎整備事業として、令和8年度を目途に、選手居室の完全個室化など、時代の変化に対応した新たな選手宿舎を完成させる。

5 外向発売所（児島ガァ〜コピア）について午前7時から午後9時までの、年間360日程度の営業。システムの都合上、本場とは異なるキャッシュレスカードとしていたが、令和5年11月から本場と統一することにより、利便性と売上向上に努めている。

6 ファン獲得の取組（ファンサービスやイベント等）について

令和5年度は、一般財団法人BOATRACE振興会の事業を活用して実施

(1) 子供に大人気のチャギントンの世界を楽しめる体験型テーマパーク「チャギントンランドMINI in ボートレース児島」の開催

(2) 児島地区の「児島うどん」「タコ天・タコ唐」などのグルメや「デニム・畳べり雑貨」などの特産品販売「児島愛されマルシェ」の開催

上記以外にも、地元プロスポーツクラブとのパートナー契約やイベントの実施、地域貢献活動（海岸・道路清掃）などにより、地域と連携し、今後も地域住民に親しまれる場を目指している。

7 年度別売上額および繰出金額ならびに用途状況等について（倉敷市）

年 度	売 上 額	繰 出 額
令和2年度	57,344,142,700 円	1,100,000,000 円
令和3年度	77,930,239,000 円	1,200,000,000 円
令和4年度	72,995,193,300 円	2,100,000,000 円

モーターボート競走事業の収益金から一般会計へ繰り出すことにより、教育や社会福祉、生活環境の改善等、市民生活に活用した。また、平成30年7月の豪雨による災害からの復旧・復興のために設置した、倉敷市復興基金や新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用した。



説明をうける委員（ボートレース児島）

【視察を終えて】

ボートレースまるがめは、全国で5番目、中国・四国地区では初のナイターレース場として、平成21年4月より営業を開始され、堅調な売上を推移している。令和5年5月には、ボートレース場の複合施設化（ボートレースパーク化）事業として「Grüünまるがめ」「Moovviまるがめ」を整備したことで、地域交流のコミュニティの拠点整

備が充実していた。今後も計画的に施設・設備の改善を進めるとのことであった。

また、丸亀市次世代育成基金に繰出金50億円を積立て、令和5年度より市内小中学校の給食費の無償化および医療費助成の対象年齢を18歳まで引き上げたとのことで、市民の福祉向上に寄与されていることが分かった。

ナイターレース場は、売上増が見込まれるけれども、周辺対策、職員等の管理などの問題や、ナイター照明等の施設整備への多額な費用が生じるとのことであった。

ボートレース児島には、実況アナウンサー「梶島健一」氏の絶叫実況が有名で、その実況にファンが魅了され、魅力あるボートレース場の一つであるが、各種イベントの実施や地元プロスポーツクラブとのパートナー契約、地域貢献活動などにより、さらに地元住民に親しまれるボートレース場を目指していることが分かった。

また、令和9年度の完了を目標に、コンパクト化するとともに多様な席やグループ席の充実およびハイグレードな指定席を設置するとともに、屋内外に魅力ある多種多様な遊具を配置した「子どものあそび場」を新設して、多世代が楽しめ、魅力あるスタンド棟を完成させるとのことである。

昭和27年度の開設以来、令和4年までに1,365億円を一般会計へ繰り出しており、教育や社会福祉、生活環境の改善等、市民生活に活用している。また、平成30年7月の豪雨による災害からの復旧・復興のために設置した倉敷市復興基金や新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用されていることが分かった。

最後に、ボートレース全体における令和5年度の売上げは、令和4年度を上回る過去最高の2兆4220億円余を記録したが、今後もこの売上を維持していくことが課題であると再認識した。

全国に24場のボートレース場があり、各レース場ごと、ファン獲得のため様々な取組や工夫を継続的に実施しているが、施設改善等の計画的な実施も必要と感じた。

本市のボートレース多摩川においても、ファンの獲得、売上向上に御尽力されており、令和5年度においても前年度を上回る金額を、一般会計および病院事業会計へ繰り出す予定とのことで、関係者の皆様の御努力に感謝申し上げます。

今後も、ファンに愛されるボートレース場になるよう、御尽力いただくとともに、当委員会としても引き続き調査研究し、ボートレース事業を盛り上げていきたい。

(総務企画委員長 鴨居 たかやす)

文化複合施設整備特別委員会

当委員会の前身である東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会では、主にホールの形状や構造等について調査、研究するため、長野県茅野市の茅野市民館や千葉県勝浦市の芸術文化交流センター・キュステなど、いわゆる平土間式のマルチホールを視察してきた。それらの視察から、平土間式のホールは音響が期待できない、移動観覧席の椅子は座り心地が悪い、また、会場セッティングに手間と時間がかかると言われていた従来のマイナスイメージが覆されるとともに、青梅市が建設する予定のホールを考えるうえで、大変参考になるものであった。

そして、総合長期計画や東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想でも記されているように、市民ホールと大型児童センターを含む複合化施設を整備するというコンセプトのもと、今年度から市の組織に文化複合施設整備に関する専任部署が新設され事業が進められていることから、複合施設という観点での運営手法や組織形態等について、調査、研究するため、足立区のギャラクシティを視察することとした。

視 察 地 ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・西新井文化ホール）

視察期日 令和6年2月14日（水）

視察事項 複合施設という観点から、その運営手法や組織形態等について調査、研究するため

参 加 者 （委員長）寺島 和成、（副委員長） 鴻井 伸二

（委 員）中野 芳則、井上たかし、長谷川真弓

阿部 悦博、山崎 勝

（随 行…平岡主査、内藤主任）

欠 席 者 （委 員）片谷 洋夫

1 ギャラクシティの概要

(1) 所在地：足立区栗原一丁目3番1号

(2) 建物概要（構造等）

ア 建築面積： 4,687.804㎡

イ 延床面積： 15,219.860㎡ ……別表1 参照

ウ 建築構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造

エ 階 数：地上4階・地下2階

別表1 建物規模 こども未来創造館・西新井文化ホール

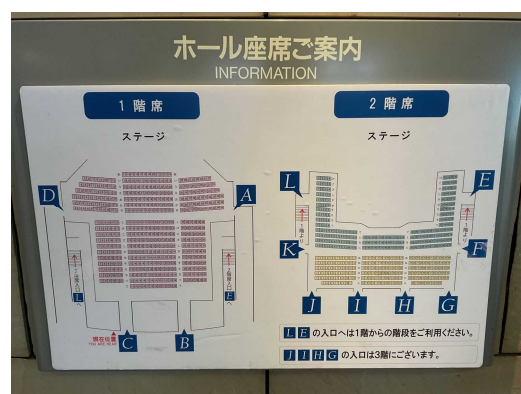
階 数	床面積 (㎡)	主な設備 (現状)
4 階	567.188	まるちたいけんドーム・E V機械室 他
3 階	1,926.200	まるちたいけんドーム・多目的室 他
2 階	2,394.184	まるちたいけんドーム・わーくしょっぷスタジオ・ちびっこガーデン 他
1 階	4,457.863	ホワイトあとりえ・わくわくデスク・ものづくりガレージ・総合受付・事務室・授乳室・とんがりキッチン 他
地下1 階	1,201.548	こらぼラボ・中央監視室・倉庫 他
地下2 階	4,672.877	レクホール・音楽室・駐車場・ファンルーム・機械室・倉庫 他
合 計	15,219.860	

参考 (西新井文化ホールのみ)

階 数	床面積 (㎡)	主な設備 (現状)
2 階	77.0	楽屋 (和室): 24名用
	470.0	ホール 客席数902席 (ほか車椅子スペース6席分) 1 階480席 (親子兼用椅子)、2 階422席
1 階		舞台: プロセニウム幅16m×高さ8m×奥行き14m
	21.0	楽屋 (洋室): 5名用
	14.0	楽屋 (和室): 4名用
地下1 階	104.0	リハーサル室: 定員30名、化粧鏡があり楽屋としての使用も可能
	5.0	シャワー室: 1名用個室が2室
合 計	691.0	

参考 (機能別面積: 現状)

場 所	床面積 (㎡)
レクホール・音楽室 (地下2 階)	2,061.5
研修室2 階	251.2
研修室3 階	316.1
プラネタリウムホール	1,307.6
イベントホール	427.4
文化ホール (延床)	4,600.0
共用部分	2,228.6



西新井文化ホールの座席

2 設立経緯等

1994年に、当時は「こども科学館」という名称で総工費約138億円をかけてオープンし、宇宙や生命、環境といった科学展示、全天周映画、プラネタリウムが設置され、「観て楽しむ・学ぶ」施設として設立された。しかし、施設の老朽化もあり、利用者数は約33万人をピークに約13万人まで落ち込んだ。

そこで、2013年に総工費約21億円をかけ、「夢に出会い、夢に挑戦する」をコンセプトとして、体験・遊び・ふれあい・交流・開発をテーマに、国内最大級の屋内ネット遊具「スペースあすれちっく」等魅力あるエリアを整備し、リニューアルオープンした。なお、このリニューアルに向け2008年から、専門家、区内大学関係者、区民等で構成されたリニューアル委員会を設置し検討した。リニューアルを機に指定管理者制度に移行し、2015年度の年間利用者数は約169万人となった。

3 設備運営経費等

- (1) 年間指定管理委託料 約490,000千円
- (2) 年間光熱水費 約 95,000千円
- (3) 年間小破修繕費 約 12,000千円

4 主な遊び場と体験プログラム等

(1) スペースあすれちっく（無料）

天井から吊り下げられた直径17m、高さ10mの3層式の国内最大級のネット遊具で、体を動かしながらバランス感覚や運動能力を養うことができる。

(2) がんばるウォール（無料）

大人も楽しめる本格的なクライミングウォールで、高さ7.5mまで登れる。この他にも、横移動のクライミング体験ができる高さ3m、長さ10mの「クライミングぱーく」もある。

(3) まるちたいけんドーム（プラネタリウム）（大人500円、高校生以下100円）

直径23mからなる大型ドームで、7Kの超高精細映像を投影できる装置を完備。プラネタリウムをはじめ様々な映像プログラムを放映している。

(4) わくわくデスク（無料）

理科や食育等、様々な目的に従ってつくられた体験キットで、遊びの中から興味を引き出すコーナー。体験キットは地元の東京電機大学などが監修。

(5) ホワイトあとりえ（無料）

水性クレヨンで床に自由にお絵描きができるコーナー。道路にチョークで落書きして怒られるといった心配もなく、子どもの表現力と発想力を高める

ことができる。

(6) ちびっこガーデン（子育てサロン西新井）（無料）

0歳児の赤ちゃんから未就学児、その保護者が利用できる交流スペース。
子育てサロンとして職員も常駐しており、子育てに関する相談等もできる。
なお、有料の一時預かりも実施している。（1時間当たり500円）

(7) ストリートピアノ（無料）

こども未来創造館の1階にピアノが置いてあり、誰でも自由に弾くことができる。

(8) ギャラクカフェ

ギャラクシティに併設されたカフェ。
子ども向けのキッズメニューもあり、
ランチやティータイムに親子で利用できる。



わくわくデスク



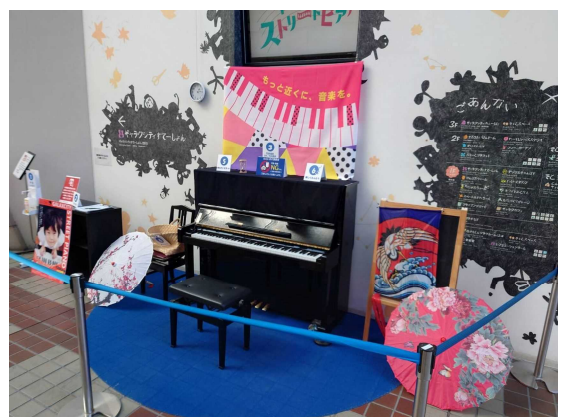
がんばるウォール



ちびっこガーデン



まるちたいけんドーム



ストリートピアノ

5 質問事項に対する回答

Q 1 年間利用率（年齢別、平日・休日別）について

A 1 ○西新井文化ホール

令和5年度（令和6年1月現在）

平 日	84.7%
休 日	98.3%
年 間	84.6%

過去の年間利用率

平成30年度	79.8%
令和4年度	86.2%

○こども未来創造館利用者数

平成30年度	1,391,494人
令和4年度	1,098,630人

*なお、年齢別の統計はとっていないが、約8割が子どもの利用。

Q 2 複合化施設にした理由および複合化施設ならではのメリットについて

A 2 体験型屋内遊具施設と音楽や演劇、舞踊など芸術鑑賞の場となる文化ホールを併設することで、様々な年代の方々に楽しさや喜びを感じてもらえる施設とした。また、こども未来創造館での事業だけでなく、ホールを使用した体験事業も実施することができる。（ジャパンフェスタ、だいひょうげんなど）

Q 3 設計・建設段階や運営体制などにおいて、区民や利用団体の参加があったか。

A 3 リニューアルの際、2008年から、専門家、区内大学関係者、区民等で構成されたリニューアル委員会を設置し、検討した。また、こどもみーていんぐを立ち上げ、区内の小学校3～6年生約50名が参加し、体験キットの検証やサインデザイン、プラネタリウムの座席検証などを行った。

Q 4 指定管理者制度での運営に移行した経緯、契約内容および金額について

A 4 民間のノウハウを生かした施設運営によるサービスの向上や経費削減効果等に鑑み、リニューアルを機に指定管理者制度へ移行した。以前は第3セクターで運営していたが、指定管理とすることで経費削減が図れた。

○契約内容

施設管理全般、事業の企画および実施、受付業務および情報発信など

○令和5年度委託料（光熱水費、小破修繕費含む） 597,104,015円

Q 5 運営手法および大学等のパートナーがギャラクシティの運営に参画して行くことになった経過について

A5 「夢に出会い、夢に挑戦する」をコンセプトとして、体験・遊び・ふれあい・交流・開発をテーマに、設備の整備と事業を展開している。

足立区では区内大学との連携を密に行っており、ギャラクシティの事業と連携できる部分について、参画していただいている。

Q6 子ども向けの講演や演劇、その他の各種プログラム等の企画や対応はどのように行っているか。

A6 伝統文化のワークショップやその成果発表、アーティストとの舞台上でのコラボレーション企画など、子どもたちの表現力を養うプログラムに取り組んでいる。仕様書に記載している「興行事業として幅広い利用者に親しまれ、集客の望めるエンターテインメント性の高い公演」を、指定管理者が社会状況を睨みつつ企画制作している。

Q7 施設運営を担うディレクターやコーディネーターといった専門スタッフはいるか。

A7 専門スタッフではなく、従事する指定管理者の社員が企画・運営まで担っている。業界経験者やマーケティング会社出身の中途採用も積極的に行い、補足している。

Q8 区内の文化関連施設や子育て関連施設との連携や役割分担について

A8 北千住駅前にあるシアター1010（区指定管理者による運営）と事業連携をすることがある。また、子育てサロンや一時保育を行う施設がギャラクシティ内にある。

Q9 区外からの利用者が多いことへの課題等はあるか。また、施設予約など区民が優先されるか。

A9 整理券の配布は朝から行うため、区外の方より、区民のほうを利用しやすい状況である。なお、利用率の高い西新井文化ホールは、区民の方が優先して予約できる期間がある。

Q10 こども未来創造館の法令上の位置づけについて

A10 足立区こども未来創造館条例第1条に規定する目的に基づき、第3条の事業を実施する、総合型体験施設。児童館ではない。

Q11 西新井文化ホールの座席数を902席とした理由とホールのこだわり（座席の配置の工夫および座り心地、残響時間等）について

A11 座席数は舞台、控室やホワイエを除いた敷地面積内で収容可能な人数を設定した。座席は比較的余裕をもった作りになっており、隣の席に人がいても狭さを感じることがない。また、2階席を含め、どの席からも見やすい配置になっている（傾斜等でコンパクトになっている）。

音楽事業にも対応したホールで、実際に利用したプロのミュージシャンからも高評価を得ている。

Q12 駐車場の設置数と利用状況について（充足しているのか？）

A12 事前予約制の地上駐車場は大型車2台、普通車10台、一般の方用の地下駐車場は41台が駐車可能。土日祝日や長期休暇、さらに雨天の場合は、地下駐車場が満車になるため、充足しているとはいえない。

Q13 使用料・入場料などの区の収入はいくらか。

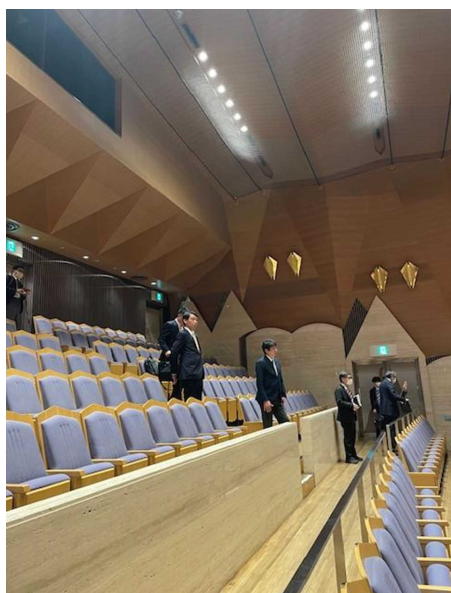
A13 ○こども未来創造館

28,724,540円（貸室使用料、プラネタリウム入場料、駐車場料金）

○西新井文化ホール

12,818,260円（使用料）

*チケット代等は指定管理者の収入になる（利用料金制は取っていない）。



ホールの2階席



ギャラクシティの指定管理者および
足立区の担当職員から説明を受ける委員

【視察を終えて】

まず、大変お忙しい中、当特別委員会の視察を快く受け入れていただくとともに、懇切丁寧な御対応をいただいた足立区職員および指定管理者の皆様に感謝申し上げます。

さて、今回の視察先の選定に当たっては、複合施設というキーワードで絞り込んでいく際に、駅の近くという立地条件も加味したうえで、子ども向けの施設がホールと併設されているギャラクシティ（足立区こども未来創造館・西新井文化ホール）を選定した。

質疑で明らかになったとおり、年間利用率が平均で80パーセントを超えていることに驚いたが、体験型屋内遊具施設と音楽や演劇、舞踊など芸術鑑賞の場となる文化ホールを併設することで、体験・遊び・ふれあい・交流・開発をテーマに、様々な年代の方に楽しさや喜びを感じてもらえるような仕組み作りがうまくできていると感じた。特に、7Kの超高精細映像を投影できる装置を完備している「まるちたいけんドーム」では、プラネタリウム上映時を除いて、演者等が希望する映像を映しながらの講演など、多種多様な使い方が考えられており、指定管理者の企画力の高さなども感じられた。

一方で、複合化というものに対する難しさも痛感した。単独施設は幅は狭いが特化したものになるのに対し、複合施設は幅は広いが、ぼやけたものになる可能性もある。複合化ということで何でも入れればよいということではないので、この点についてもしっかりと議論をしていかななくてはならない。また、ランニングコストがかなりかかっている点も気になったが、どのような形で貸し館業務を行うかなど、運営手法については引き続き研究していかなければならない点である。

今回の視察を通じて、青梅市と足立区では、人口や予算規模も異なるため単純な比較はできないが、限られた予算と物理的な範囲の中で、複合施設の生かし方についてさらなる調査、研究ができればよいと感じた。

当委員会としては市民の負託に応えるため、今後も幅広い視野をもって研究していくこととしたい。

(文化複合施設整備特別委員長 寺島 和成)



文化複合施設整備特別委員会の委員（ギャラクシティ正面出入口前にて）

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

2月5日（月） 議員研修会（府中の森芸術劇場）

＊ 演題 「今後の自治体の課題と議会に期待される役割」

講師 廣瀬 克哉 氏

法政大学総長 法学部教授

2月13日（火） 定期総会（東京自治会館）

＊ 報告事項（了承）

会務報告 以下9件

＊ 協議事項（原案どおり承認）

1 関東市議会議長会第90回定期総会で審議する都県提出議案について

2 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

3 北京市訪問割振表について

＊ その他

1 令和5年度東京都市議会議長会事業日程

2 令和6年度東京都市議会議長会事業日程

4月9日（火） 事務局長連絡会議

＊ 案件（了承）

1 各市提出議案について

2 令和5年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

3 東京都市議会議長会理事会および臨時総会の運営について

＊ 連絡事項

1 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿について

2 令和5年度東京都市議会議長会関係役員について

＊ その他

4月17日（水） 臨時総会

＊ 報告事項（了承）

会務報告 以下7件

＊ 協議事項（原案どおり承認）

令和５年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

歳入	予算額	1,299万3,000円	決算額	1,518万7,298円
歳出	予算額	1,299万3,000円	決算額	602万2,757円
差引残額	916万4,541円（翌年度へ繰り越し）			

＊ その他

参考資料について

- (1) 令和６年度東京都市議会議長会関係役員
- (2) 令和６年度東京都市議会議長会事業計画
- (3) 令和６年度東京都市議会議長会歳入歳出予算
- (4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (5) 令和６年度東京都市議会議長会事業日程
- (6) 東京都市議会議長会会則・諸規程
- (7) 令和５年度東京都市議会議長会関係役員

関東市議会議長会

４月２５日（木） 定期総会

＊ 会務報告等（了承）

会務報告 以下３件

＊ 諸報告（全国市議会議長会委員会等活動報告）（了承）

＊ 議案審議

[会長提出議案]

- １ 令和５年度関東市議会議長会歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	3,258万7,209円	決算額	3,485万7,971円
歳出	予算額	3,258万7,209円	決算額	1,547万3,800円
差引残額	1,938万4,171円（翌年度へ繰り越し）			

- ２ 令和６年度関東市議会議長会歳入歳出予算（原案どおり可決）

歳入、歳出ともに 3,036 万 5,171 円

[都県提出議案]（原案どおり決定）

- １ 認知症との共生社会の実現を目指した支援措置について（埼玉縣市議会議長会提出）
- ２ 学校給食費の完全無償化について（千葉縣市議会議長会提出）
- ３ 原油価格・物価高騰への対策について（茨城縣市議会議長会提出）
- ４ 有機フッ素化合物 P F A S による汚染の原因究明と迅速な対策等を求める意見

書（東京都市議会議長会提出）

＊ 役員改選

会 長 那須塩原市議会議長

副会長 国分寺市議会議長 以下 3 名

支部長 国立市議会議長 以下 8 名

理 事 武蔵野市議会議長 以下 34 名

監 事 海老名市議会議長 以下 2 名

＊ 相談役委嘱

横浜市議会議長 以下 9 名

＊ 次期総会開催市決定

那須塩原市

＊ 全国市議会議長会の役員・委員等について



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

4月15日（月） 事務局長会議

＊ 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

＊ 協議事項（予算修正案を定期総会へ提出する）

令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

＊ その他

- 1 役員会及び研修視察決算報告について
- 2 令和5年度運営及び行事予定
- 3 その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

2月1日（木） 第1委員会

＊ 特別講話

「環境省におけるPFASへの取組について」

環境省 水・大気環境局環境管理課PFAS対策チーム長

環境汚染対策室室長補佐（総括）百瀬 嘉則 氏

＊ 現況報告

「東京都水道局の災害対策について」

東京都水道局多摩水道改革推進本部

調整部経営改善課長 海老塚 朋宏 氏

＊ 会務報告（了承）

＊ 議題（原案どおり承認）

- 1 令和5年度第1委員会報告書（案）について
- 2 令和6年度第1委員会運動方針（案）について
- 3 令和6年度第1委員会の役員（案）について
- 4 その他

青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書 名	著 編 者	発 行 所	発行年	版型
019	第5次青梅市子ども読書活動 推進計画	青梅市教育委員会	青梅市	令6	A4
210	伝えつづける被爆者の願い 東友会 65 年のあゆみ	一般社団法人 東友会	一般社団法人 東友会	令5	A5
213	青梅市史史料集第六十号	青梅市教育委員会	青梅市教育委員会	令6	A5
288	皇 室 OurImperialFamily (第 101 号)令和 6 年冬号	日本文化興隆財団	扶桑社	令6	A4 変形
318	第 18 回青梅市青少年友好親善 使節団～派遣の記録～	青梅市企画部 秘書広報課	青梅市	令5	A4
369	青梅市保健事業概要 令和5年度	青梅市健康福祉部 健康課	青梅市健康福祉部 健康課	令6	A4
519	令和4年度 青梅市環境報告書	青梅市環境部 環境政策課	青梅市環境部 環境政策課	令6	A4
521	おうめ文化財さんぽ	青梅市教育委員会	青梅市教育委員会	令6	A5
709	企画展 青梅の御殿奉公 ～江戸に上がった女性たち～	青梅市郷土博物館	青梅市郷土博物館	令6	A4
780	第2期青梅市スポーツ推進計画 ～誰もがスポーツに親しみ、 熱気のあるまち・おうめ～	生涯学習部 スポーツ推進課	生涯学習部 スポーツ推進課	令6	A4
332	令和4年度 青梅市財政白書	青梅市	青梅市企画部 財政課	令6	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和6年2月～令和6年5月1日現在＞

件 名	区分	所 管
青梅市における封筒に関するガイドライン	改正	企画政策課
令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱	廃止	企画政策課
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
青梅市電話応答自動化システム使用プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	D X 推進課
青梅市次期内部系情報システム導入プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	D X 推進課
青梅市役所本庁舎消防計画	改正	総務契約課
青梅市会計年度任用職員取扱要綱	改正	職員課
青梅市職員のハラスメント防止等に関する要綱	改正	職員課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
青梅市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱	改正	職員課
青梅市内部統制庁内検討委員会設置要綱	制定	文書法制課
令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付要綱	制定	市民安全課
消費生活相談員取扱要綱	改正	市民安全課
青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付要綱	改正	市民安全課
世界連邦運動協会青梅支部運営費補助金交付要綱	廃止	市民安全課
令和5年度青梅市地域公共交通事業者支援金交付要綱	廃止	交通政策課
青梅市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付要綱	改正	防災課
令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱	制定	市民活動推進課
青梅市市民提案協働事業助成金交付要綱	改正	市民活動推進課
集会施設設置等事業補助金交付要綱	改正	市民活動推進課
令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱	廃止	市民活動推進課

件 名	区分	所 管
青梅市国民健康保険税における新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険税減免取扱要綱の特例に関する要綱	廃止	保険年金課
青梅市固定資産（土地）評価事務取扱要領	改正	課税課
青梅市さくらねこ無料不妊手術チケットの交付に関する要綱	改正	環境政策課
青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金交付要綱	改正	環境政策課
青梅市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱	改正	環境政策課
青梅市環境基本計画等検討委員会設置要綱	改正	環境政策課
青梅市環境推進会議設置要綱	改正	環境政策課
青梅市飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱	改正	環境政策課
青梅市一般廃棄物処理手数料収納事務委託実施要	改正	清掃リサイクル課
青梅市資源回収事業協力助成金交付要綱	改正	清掃リサイクル課
青梅市相談支援包括化推進員設置要綱	制定	地域福祉課
青梅市重層的支援体制整備事業支援会議等設置要綱	制定	地域福祉課
青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会設置要綱	改正	地域福祉課
青梅市社会福祉協議会に対する補助要綱	改正	地域福祉課
青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱	改正	地域福祉課
青梅市生活困窮者自立相談支援員取扱要綱	改正	地域福祉課
青梅市相談支援包括化推進員取扱要綱	改正	地域福祉課
青梅市福祉サービス利用者総合支援事業補助金交付要綱	改正	地域福祉課
令和５年度青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給要綱	廃止	地域福祉課
青梅市生活保護業務支援員取扱要綱	改正	生活福祉課
青梅市生活保護健康管理支援員取扱要綱	改正	生活福祉課
青梅市生活保護高齢者支援員取扱要綱	改正	生活福祉課

件 名	区分	所 管
青梅市生活保護資産調査支援員取扱要綱	改正	生活福祉課
令和５年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	廃止	生活福祉課
青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針	改正	介護保険課
青梅市介護保険サービス事業者等指導および監査実施要綱	改正	介護保険課
青梅市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要綱	改正	介護保険課
青梅市介護保険認定調査員取扱要綱	改正	介護保険課
青梅市地域密着型サービス事業所開設準備経費等支援事業補助金交付要綱	廃止	介護保険課
青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金交付要綱	廃止	介護保険課
令和５年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援給付金支給要綱	改正	高齢者支援課
青梅市介護サービス相談員取扱要	改正	高齢者支援課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	改正	高齢者支援課
青梅市高齢者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	高齢者支援課
青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱	改正	高齢者支援課
青梅市地域包括支援センター設置要綱	改正	高齢者支援課
青梅市認知症ケアプログラム推進事業実施要綱	改正	高齢者支援課
青梅市認知症ケアプログラム推進事業補助金交付要綱	改正	高齢者支援課
青梅市地域包括支援センター事業運営業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	高齢者支援課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における電話等状況確認サービス事業実施要綱	廃止	高齢者支援課
令和６年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	制定	障がい者福祉課
青梅市社会福祉事業団運営費補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市手話通訳者取扱要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市重症心身障害児（者）通所事業実施要綱	改正	障がい者福祉課

件 名	区分	所 管
青梅市障害者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市障害者計画等検討委員会設置要綱	廃止	障がい者福祉課
令和５年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および 役務等の調達方針	廃止	障がい者福祉課
令和５年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援 給付金支給要綱	廃止	障がい者福祉課
青梅市がん患者医療用補整具購入費等助成金交付要綱	制定	健康課
青梅市感染症対策本部設置要綱	改正	健康課
青梅市健康診査事業実施要綱	改正	健康課
青梅市三師会事業補助金交付要綱	改正	健康課
青梅市使用済み注射針回収事業補助金交付要綱	改正	健康課
青梅市診療施設管理運営要綱	改正	健康課
青梅市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱	改正	健康課
令和５年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種にかかる 交通費助成事業実施要綱	廃止	新型コロナウイルス ワクチン接種担当
令和５年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種促進支援 事業補助金交付要綱	廃止	新型コロナウイルス ワクチン接種担当
令和５年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金 支給事業実施要綱	改正	新型コロナウイルス 感染症対策給付金担 当
令和６年度こどもふれあいフェスタ 2024 事業補助金交付要綱	制定	子育て応援課
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改正	子育て応援課
青梅市交通機関利用児童等通学費補助金交付要綱	改正	子育て応援課
青梅市婦人相談員取扱要綱	改正	子育て応援課
青梅市母子・父子自立支援員取扱要綱	改正	子育て応援課
青梅市要保護児童対策地域協議会設置要綱	改正	子育て応援課
青梅市養育支援訪問事業実施要綱	改正	子育て応援課
青梅市認可外保育施設利用者補助金交付要綱	制定	こども育成課

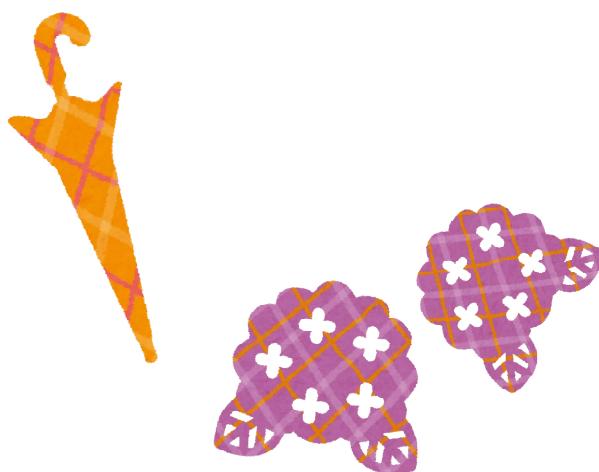
件 名	区分	所 管
青梅市認可外保育施設副食費補助金交付要綱	制定	こども育成課
青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱	制定	こども育成課
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市体調不良児対応型保育事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市認証保育所利用者補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市一時預かり事業利用者補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市延長保育事業費補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市事業所内保育事業支援事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市社会福祉法人の保育所施設の整備等に対する補助要綱	改正	こども育成課
青梅市小規模保育事業等実施施設整備経費補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市体調不良児対応型保育事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業利用者負担金等収納員取扱要綱	改正	こども育成課
青梅市認証保育所運営補助要綱	改正	こども育成課
青梅市認証保育所利用者補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市保育サービス推進事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市保育施設等に対する市費補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市保育所等運営費支弁要綱	改正	こども育成課

件 名	区分	所 管
青梅市保育体制強化事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
民間保育所事務協会運営費補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市保育所運営資金貸付要綱	廃止	こども育成課
令和５年度子どもふれあいフェスタ 2023 事業補助金交付要綱	廃止	こども育成課
令和５年度青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	廃止	こども育成課
令和５年度青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	廃止	こども育成課
令和５年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業	廃止	こども育成課
令和５年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補助金交付要綱費補助金交付要	廃止	こども育成課
令和５年度青梅市保育所等における学校 110 番事業補助金交付要綱	廃止	こども育成課
令和５年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱	廃止	こども育成課
令和５年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱	廃止	こども育成課
青梅市こども家庭センター事業実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市こども家庭支援ワーカー取扱要綱	改正	こども家庭センター
青梅市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱	改正	こども家庭センター
青梅市保健事業専門職員取扱要綱	改正	こども家庭センター
青梅市里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱	改正	こども家庭センター
おうめものづくり支援事業専門家会議設置要領	改正	商工業振興課
おうめものづくり等支援事業補助金交付要綱	改正	商工業振興課
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱	改正	商工業振興課
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱実施細目	改正	商工業振興課
青梅市商店街等活性化事業補助金交付要綱	改正	商工業振興課
青梅市小規模事業者経営改善普及事業等補助金交付要綱	改正	商工業振興課

件 名	区分	所 管
青梅市小口零細企業保証資金融資要綱	改正	商工業振興課
青梅市中小企業小口緊急対策資金融資要綱	改正	商工業振興課
青梅市中小企業振興資金等融資信用保証料補助要綱	改正	商工業振興課
青梅市中小企業振興資金等融資要綱	改正	商工業振興課
令和5年度青梅市物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱	廃止	商工業振興課
青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金交付要綱	制定	農林水産課
青梅市地域農業経営基盤強化促進計画検討会設置要綱	制定	農林水産課
青梅市ウメ輪紋ウイルス防除等事業実施要綱	改正	農林水産課
青梅市水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱	改正	農林水産課
青梅市農家開設型市民農園整備費補助金交付要綱	改正	農林水産課
青梅市農業体験農園整備費補助金交付要綱	改正	農林水産課
令和5年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付要綱	廃止	農林水産課
結婚おうめ生活お祝い金交付要綱	制定	シティプロモーション課
令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱	制定	シティプロモーション課
おうめ観光戦略推進委員会設置要綱	制定	シティプロモーション課
おうめ観光戦略推進懇談会の公募市民募集要領	制定	シティプロモーション課
おうめ観光戦略推進懇談会の公募市民選考基準	制定	シティプロモーション課
おうめ観光戦略推進懇談会設置要綱	制定	シティプロモーション課
おうめにきめた！移住支援金交付要綱	改正	シティプロモーション課
青梅市民みんなでおもてなし事業補助金交付要綱	改正	シティプロモーション課
おうめ観光戦略策定検討委員会設置要綱	廃止	シティプロモーション課
青梅市結婚支援事業補助金交付要綱	廃止	シティプロモーション課

件 名	区分	所 管
令和５年度おうめ観光戦略策定懇談会設置要綱	廃止	シティプロモーション課
令和５年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱	廃止	シティプロモーション課
青梅インターチェンジ周辺整備事業推進委員会設置要綱	改正	拠点整備課
青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付要綱	改正	拠点整備課
青梅市景観まちづくり推進委員会設置要綱	改正	都市計画課
青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱	改正	住宅課
青梅市高齢者住宅生活協力員設置要綱	廃止	住宅課
青梅市学校施設個別計画改訂支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	教育総務課
青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱	改正	教育総務課
青梅市立小中学校専用車運用要綱	改正	教育総務課
青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱	改正	指導室
青梅市外国籍児童・生徒日本語指導員配置要綱	改正	指導室
青梅市副校長補佐取扱要綱	改正	指導室
青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱	改正	指導室
青梅市学校給食配膳員取扱要綱	改正	学校給食センター
第２期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱	廃止	スポーツ推進課
市立青梅総合医療センター精神障害者早期退院支援事業協力金支払要綱	改正	病院事務局総務課
市立青梅総合医療センター運営会議要綱	改正	病院事務局総務課
市立青梅総合医療センター薬事委員会要綱	改正	病院事務局総務課
市立青梅総合医療センター倫理委員会設置要綱	改正	病院事務局総務課
市立青梅総合医療センター職員研修委員会設置要綱	改正	病院事務局総務課
市立青梅総合医療センター研修管理委員会要綱	改正	病院事務局総務課

件 名	区分	所 管
市立青梅総合医療センター運営委員会委員公募選考要綱	改正	病院事務局総務課
青梅市職員希望降任制度実施要綱第9項に規定する市立青梅総合医療センターに勤務する職員の特例に関する要綱	改正	病院事務局総務課
青梅市病院事業電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	病院事務局総務課
青梅市病院事業医療器械等機種選定委員会設置要綱	改正	病院事務局施設用度課
市立青梅総合医療センター医療材料委員会設置要綱	改正	病院事務局施設用度課
青梅市病院事業管理者の所管にかかる長期継続契約を締結することができる契約を定める規程に関する取扱運用基準	改正	病院事務局施設用度課
青梅市立総合病院建替検討委員会設置要綱	改正	病院事務局新病院建設室
市立青梅総合医療センター経営会議設置要綱	改正	病院事務局経営企画課
市立青梅総合医療センター改革プラン策定検討委員会設置要綱	改正	病院事務局経営企画課
市立青梅総合医療センター経営形態見直しにかかる検討会設置要綱	改正	病院事務局経営企画課



制定された要綱・要領

青梅市電話応答自動化システム使用プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

電話応答自動化システムを導入するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市電話応答自動化システム使用プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長および委員により組織し、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 DX推進課長
- (2) 副委員長 次号アからウまでに掲げる委員が互選する者
- (3) 委員 次のアからウまでに掲げる者（前号の副委員長に互選された者を除く。）

ア 情報システム課の職員で所属長が指名するもの 1人

イ 保険年金課の職員で所属長が指名するもの 1人

ウ 課税課の職員で所属長が指名するもの 1人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、D X推進課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年3月22日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市次期内部系情報システム導入プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市における次期内部系情報システム(職員基盤システム、職員ポータルシステム、文書管理システム、財務会計システムおよび職員総合情報(人事給与および庶務)システムをいう。)の導入に当たり、その業務の履行に最も適したものの選定を厳正かつ公正に行うため、次期内部系情報システム導入プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 企画部長
- (2) 副委員長 D X推進課長
- (3) 委員 財政課長、情報システム課長、総務契約課長、文書法制課長、職員課長および会計課長

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 部会

(1) 委員会に、第2項第2号に規定する企画提案書等の審査に要するデモンストレーションの評価を行うため、デモンストレーション評価部会（以下「部会」という。）を置く。

(2) 部会に関し必要な事項は、委員会が定める。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、DX推進担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和6年4月1日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市内部統制庁内検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市における内部統制の実施方法に関し必要な事項を検討するため、青梅市内部統制庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 管理部門における既存のリスク管理の取組の整理に関すること。

(2) 内部統制機能の整備・運用についての検討に関すること。

(3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 組織

(1) 委員会は、委員11人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 総務部長

イ 副委員長 企画部長

ウ 委員 財政課長、DX推進課長、情報システム課長、検査担当主幹、総務契約課長、文書法制課長、法務担当主幹、職員課長および会計課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取もしくは説明を聴き、または資料の提供を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会の検討結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、文書法制課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

9 実施期日

この要綱は、令和6年2月26日から実施し、第6項の規定にもとづき検討結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域団体が行う公共空間における防犯のための見守り活動（地域団体が自主的に地域の安全を守るために行う巡回等の活動をいう。以下同じ）にかかる防犯カメラの整備事業について、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、防犯対策の強化を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区 防犯対策を効果的に進める必要がある地区として、青梅市（以下「市」という。）が選定し、あらかじめ東京都に報告したものをいう。
- (2) 地域団体 青梅市内における自治会、PTA、商店街等その他一定の区域の住

民が組織し、または参加する団体をいう。

(3) 商店街 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項の全てに該当するもの

(ア) 安全・安心まちづくり推進地区の区域内で、中小小売商業またはサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路を包含していること。

(4) 商店街等 商店街および商店街の連合会をいう。

(5) 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法にもとづき設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法にもとづき設立された連合会

ウ 前記アおよびイ以外で、青梅市の区域内で組織された商店街連合会

(6) 防犯カメラ 一定区域における犯罪の抑止または犯罪被害の防止に資するため、固定して設置する映像撮影装置で、映像記録のために必要な関連機器等で構成されるものをいう。ただし、当該一定区域の不特定多数の者の用に供される目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産または公有財産の保護、管理等に供されるものは除く。

3 補助対象事業

(1) この補助金の対象となる事業は、地域団体が継続して行う地域の見守り活動の一環として実施する次に掲げる事業とする。

ア 単独事業（地域団体が単独で行う防犯カメラの整備に関する事業をいう。以下同じ。）

イ 連携事業（２以上の地域団体が連携して行う防犯カメラの整備に関する事業をいう。以下同じ。）

(2) 前号の事業については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 安全・安心まちづくり推進地区において行う防犯カメラの整備（購入、撤去および取付をいう。以下同じ。）であること。

- イ 防犯に関する地域の見守り活動を、月1回以上、継続して行うことが見込まれると青梅市長（以下「市長」という。）が認めるものであること。
- ウ 商店街のみからなる団体が行う防犯カメラの整備ではないこと。
- エ 地域団体に商店街が含まれる場合には、当該商店街の区域以外にも防犯カメラを設置すること。
- オ 占用許可等が必要な箇所に防犯カメラを設置する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること、または受けられる見込みがあること。
- カ 防犯カメラを整備する地域において住民の合意形成がなされている、または防犯カメラの運用開始までに合意形成がなされる見込みがあること。
- キ 令和7年3月31日までに完了できる事業であること。
- ク 防犯カメラの整備および運用については、次に掲げるとおりとする。
- (ア) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
 - (イ) 防犯カメラで撮影し記録した映像および音声（以下「記録」という。）について、個人情報保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとするなど、厳正な管理を行わなければならない。
 - (ウ) 記録の保管期間は、原則として撮影した日から起算して30日を超えない期間とすること。
 - (エ) 記録の閲覧は、(キ) aに掲げる整備目的に照らして適切と認められる場合に限ること。
 - (オ) 外部への記録の提供または閲覧は、法令等にもとづくとき、または個人の生命、身体もしくは財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときでなければならない。
 - (カ) 記録に私有地が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者または占有者の承諾を得ること。
 - (キ) 次に掲げる事項が定められていること、または運用開始までに定める見込みがあり、運用開始後は常に開示できる状態で保管すること。
 - a 防犯カメラの整備目的
 - b 管理責任者およびその責務
 - c 防犯カメラの設置場所
 - d 防犯カメラの設置の周知方法
 - e 記録の保管期間、保管方法および廃棄方法
 - f 記録の閲覧が可能な者の範囲
 - g 記録の閲覧方法

h 記録の外部提供の方法

4 補助金の対象経費等

- (1) この補助金の対象経費、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、対象経費については、単独事業または連携事業にかかる経費のうち、使途、単価、規模等が確認でき、かつ、市長が必要かつ適当と認めるものとする。
- (2) 次に掲げる経費については、交付の対象としない。
 - ア 防犯カメラの修繕、保守および清掃にかかる経費
 - イ 防犯カメラの消耗品の交換にかかる経費
 - ウ 電力の受給その他防犯カメラの機能を維持するために要する経費
 - エ 土地の取得、造成、補償および使用にかかる経費
 - オ アからエまでに掲げる経費のほか、防犯カメラの設置場所およびその本来の効果の及ぶ範囲が近接または重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなものにかかる経費

5 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）および令和6年度青梅市地域における見守り活動事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、前号に定める事業計画書の内容を変更しようとする場合は、変更後の事業計画書を、速やかに市長に提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定により補助金交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。
- (3) 市長は、第1号の規定による審査等の結果、交付しないことに決定したときは、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

7 事業の内容変更等

- (1) 申請者は、前項第1号の交付決定額を上回る内容の事業を実施する場合、事業内容を著しく変更しようとする場合または事業を中止しようとする場合において

は、あらかじめ令和6年度青梅市地域における見守り活動事業変更等承認申請書（様式第5号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (2) 市長は、前号の規定により変更等承認申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査の上、変更または中止の内容が適当であると認めたときは、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業変更等承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

8 申請の取下げ

- (1) 第6項の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付申請取下書（様式第7号。以下「申請取下書」という。）を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- (2) 市長は、前号の規定により申請取下書の提出を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付決定取消書（様式第8号。以下「決定取消書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。
- (3) 補助事業者は、第1号に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく申請取下書を市長に提出しなければならない。

9 事業遅延等の報告

補助事業者は、事業が令和6年度内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに令和6年度青梅市地域における見守り活動事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

10 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに令和6年度青梅市地域における見守り活動事業実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類等を添えて、市長に提出しなければならない。第12項第3号の規定により補助金の概算払を受けたときも、同様とする。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により、補助事

業者に通知するものとする。

12 補助金の支払等

- (1) 市長は、前項の規定によりその額が確定した後において、補助金を交付するものとする。
- (2) 前号の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、防犯カメラ整備事業の円滑な遂行のため特に必要があると認める場合は、防犯カメラの設置工事が完了したときに、補助金の全部または一部について、概算払をすることができる。
- (4) 前号の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付（概算払）請求書（様式第13号）に防犯カメラ設置工事しゅん工届（様式第14号）を添えて市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は、第2号または前号の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

13 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - エ 取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
 - オ 第9項の規定による報告を受け、事業が令和6年度内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難になったと判明したとき。ただし、第9号の規定に該当する場合を除く。
- (2) 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、決定取消書により、補助事業者に通知するものとする。

14 補助金の経理等

補助事業者（この補助金の交付を受けた補助事業者をいう。以下同じ。）は、事業にかかる経費について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

また、市長が必要と認めたときは、それらの資料を提示し、またはその内容を報告しなければならない。

15 活動報告

- (1) 補助事業者は、市長の要求があったときは、事業完了後の活動状況について、令和6年度青梅市地域における見守り活動事業完了後活動報告書(様式第15号)にまとめ、市長に報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときに補助対象となった事業にかかる防犯カメラの現況について市長に報告しなければならない。

16 検査

補助事業者は、市長が事業の運営および経理等の状況について検査する場合または事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

17 非常災害等の場合の措置

補助事業者が、非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の措置については、市長が指示するところによる。

18 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

19 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項関係）

補助金の対象経費	補助率	補助限度額
補助金の対象経費は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 1 防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の整備にかかる経費であること。 2 事業の完了した日の属する年度終了後、7年を経過し、かつ、次に掲げる条件を全て満たす防犯カメラの整備にかかる経費であること。ただし、7年を経過する前にやむを得ない事情により更新の必要性があると市長が認める場合は、この限りでない。 (1) 整備後においても見守り活動が継続的に行われていること。 (2) モニター、録画装置等の付属設備のみの整備にかかる経費ではないこと。 (3) 修繕、保守等が適切に行われていること。 (4) 修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態であること。	12分の11以内（1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	防犯カメラ 1台当たり 110万円かつ 1事業当たり 660万円

令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、別に定めがあるもののほか、自治会がその区域内住民の集会の用に供するために設置する施設（以下「集会施設」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もってエネルギー価格高騰の影響を受ける自治会の負担の軽減を図り住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 補助の対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、当該集会施設につき、各号の経費ごとに、過去にこの要綱および令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱（令和5年6月1日実施）にかかる補助を受けて集会施設の省エネルギー機器の更新をしていないものに限る。

- (1) 集会施設の既設照明をLED照明に更新するものに要する経費
- (2) 集会施設の既設エアコンディショナーをより省エネルギー性能の高い機器に

更新するものに要する経費

3 補助金の交付額

令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金（以下「補助金」という。）の交付額は、300万円を限度として、前項に規定する補助対象経費の10分の8以内の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付申請書（様式第1号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

5 補助金の交付決定

市長は、前項に規定する交付申請があったときは、これを審査し、交付を適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

7 交付額の確定

市長は、前項に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付額確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）を補助決定者に通知するものとする。

8 交付請求

補助決定者は、前項に規定する交付額の確定があったときは、補助金等交付請求書（以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

9 補助金の支払

- (1) 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。
- (2) 補助決定者は、前号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の概算払を受けることができる。
- (3) 前号に規定する補助金の概算払を受けようとする補助決定者は、補助金の交付決定後に交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (4) 補助金の概算払を受けた補助決定者は、確定通知書の受領後に補助金の精算を行い、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金精算報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

10 補助金の返還

市長は、第7項の規定により補助決定者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金返還依頼書（様式第6号）を補助決定者に通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市相談支援包括化推進員設置要綱

1 目的

この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業を実施するため、青梅市相談支援包括化推進員（以下「推進員」という。）を設置し、もって市民およびその世帯に対する支援体制ならびに地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 職務

推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 法第106条の3の規定にもとづき、青梅市が整備する包括的な支援体制における重層的な支援を必要とする相談者が抱える課題の把握に関すること。
- (2) 青梅市重層的支援体制整備事業支援会議等設置要綱（令和6年4月1日実施）第2項第2号アに規定する支援プランの作成および役割分担に関すること。
- (3) 相談支援機関および関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 支援の実施状況の把握および支援内容の調整に関すること。

3 指名

推進員は、次の各号のいずれかに該当する健康福祉担当部またはこども家庭担当

部の職員から青梅市長（以下「市長」という。）が指名する。ただし、市長が必要と認める場合は、その他の部局の職員を指名することができる。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士その他相談または援助にかかる資格を有する者
- (2) 福祉分野にかかる相談支援機関において実務経験を有する者
- (3) 相談支援機関、支援内容等を適切に調整する能力を有する者として市長が認めるもの

4 任期

推進員の任期は、原則、指名された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

5 庶務

推進員に関する庶務は、地域福祉担当課において処理する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、別に定める。

7 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年5月1日から実施する。
- (2) 青梅市相談支援包括化推進員取扱要綱（令和5年4月1日実施）は、廃止する。

青梅市重層的支援体制整備事業支援会議等設置要綱

1 設置

複雑化・複合化する地域生活課題に対する支援を必要とする者およびその者の属する世帯（以下「支援対象者」という。）に対する適切な支援を図るため、青梅市重層的支援体制整備事業支援会議および青梅市重層的支援会議（以下「支援会議等」という。）を設置する。

2 所掌事項

支援会議等は、それぞれ次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援会議（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6第1項に規定する支援会議をいう。）
 - ア 支援対象者に対する支援を図るために必要な情報の交換
 - イ 支援対象者が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
 - ウ その他支援会議に必要と認められる事項
- (2) 重層的支援会議（法第106条の4第2項第5号に規定する支援対象者の課題を把握し、関係機関との連携等により、その課題を解決していくために実施する

重層的支援体制整備事業のうちの多機関協働事業として実施する支援会議をいう。)

ア 支援対象者（情報を共有することについて、当該支援対象者の同意を得ているものに限る。）の支援プランの適正性の協議

イ 前記アに規定するプランのモニタリングおよび終結時等の評価

ウ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

エ その他重層的支援会議に必要と認められる事項

3 会長

(1) 支援会議等に会長を置き、地域福祉担当課長をもって充てる。

(2) 会長は、支援会議等を代表し、会務を総理する。

(3) 会長に事故があるとき、会長が欠けたとき、または会長が必要であると認めたときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4 会議の開催

(1) 支援会議等は、会長が必要に応じて開催するものとする。

(2) 支援会議等の会議は、会長が別表に掲げるもの（以下「関係機関」という。）に属する者の中から、その会議の内容により、委員を選定して招集する。

(3) 支援会議等の資料は、非公開とする。

5 意見の聴取等

会長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料または情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

6 守秘義務

支援会議等に出席した者は、支援会議等において知り得た秘密を漏らし、または支援会議等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 部会

(1) 会長は、必要に応じて支援会議等に部会を置くことができる。

(2) 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(3) 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(4) 前3号に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、支援会議等が定める。

8 庶務

支援会議等の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表(第4項関係)

青梅市市民安全担当部
青梅市健康福祉担当部
青梅市こども家庭担当部
青梅市都市整備担当部
青梅市学校教育担当部
青梅市社会福祉協議会
青梅市地域包括支援センター
青梅市障がい者サポートセンター
青梅市子育て支援センター
児童、保健、福祉、医療または教育の関係機関
民生委員・児童委員
その他支援対象者の支援に関し、地域福祉担当課長が必要と認める機関

令和6年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、青梅市（以下「市」という。）においては、物品および役務等（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定にもとづき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が令和6年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（青梅市予算事務規則（平成14年規則第17号）

第2条第1号に定める課をいう。)において調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものについて適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用ならびに契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、庁内の実態にもとづき、積極的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

6 調達実績の公表

市は、会計年度の終了後、この方針にもとづく物品等の調達の実績について調査を行い、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

8 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

9 実施期日等

この方針は、令和6年4月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市がん患者医療用補整具購入費等助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、がんの治療に伴う外見の変化を補整するための医療用補整具の購入または賃借に要する費用の全部または一部に対し、青梅市がん患者医療用補整具購入費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もってがん患者の経済的負担を軽減するとともに、治療と社会参加の両立を図ることを目的とする。

2 助成対象者

助成金の助成対象者は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 青梅市の区域内に住所を有すること。
- (2) がん治療を受けた、または現に受けていること。
- (3) がん治療に伴い医療用補整具を購入または賃借していること。
- (4) 過去にこの要綱にもとづく助成（第4項ただし書に規定する1回目を除く。）または他の地方公共団体から同種の助成を受けていないこと。

3 助成対象経費

助成金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 医療用ウィッグ（装着用ネット含む。）、毛付き帽子、人工乳房、補整下着または弾性着衣の購入または賃借に要する経費
- (2) その他青梅市長（以下「市長」という。）が適当と認める経費

4 助成金額および助成回数

助成金の額は、前項の助成対象経費（消費税および地方消費税の額を含む。）の合計額とする。ただし、1回当たり2万円を上限とし、合計2回までとする。

5 助成金の申請

助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市がん患者医療用補整具購入費等助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、助成対象経費の支払日の翌日から起算して1年以内に市長に申請しなければならない。ただし、その期間内に申請することができないことにつき市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 第3項の助成対象経費にかかる領収書またはこれに類する書類の写し
- (2) がん治療を受けた、または現に受けていることを証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 交付決定等

- (1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、青梅市がん患者医療用補整具購入費等助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに助成金の支払を行うものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

8 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

- (2) 第3項の助成対象経費にかかる規定は、実施日以後の支払にかかる経費について適用する。

令和6年度こどもふれあいフェスタ2024事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、こどもふれあいフェスタ2024実行委員会が行うこどもふれあいフェスタ2024事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子育て支援およびこどもたちの健全育成を図ることを目的とする。

2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、こどもふれあいフェスタ2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、実行委員会が行うこどもふれあいフェスタ2024事業とする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、こどもふれあいフェスタ2024事業の実施に際し直接的に要する経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、24万円を上限とする。

6 補助金の交付申請

実行委員会は、こどもふれあいフェスタ2024事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、こどもふれあいフェスタ2024事業計画書（様式第2号）および青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

7 補助金の交付決定および通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書および関係事項を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、こどもふれあいフェスタ2024事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

8 補助金の請求

実行委員会は、前項の規定により交付決定通知書を受けたときは、こどもふれあいフェスタ2024事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市

長に提出するものとする。

9 補助金の支出

市長は、請求書の収受後、速やかに補助金を支出するものとする。

10 実績報告

実行委員会は、事業が完了したときは、こどもふれあいフェスタ２０２４事業補助金実績報告書（様式第５号）に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、こどもふれあいフェスタ２０２４事業補助金交付額確定通知書（様式第６号。以下「確定通知書」という。）により、実行委員会に通知するものとする。

(2) 実行委員会は、前号の確定通知書を受領したときは、こどもふれあいフェスタ２０２４事業補助金精算書（様式第７号）により速やかに精算しなければならない。

12 決定の取消し

市長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

13 補助金の返還

(1) 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、第１１項の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

14 その他の必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）の定めるところによる。

15 実施期日等

この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市認可外保育施設利用者補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、認可外保育施設に在籍する児童の保護者に対し、保育料の一部を予算の範囲内で補助することにより、保護者の負担を軽減し、もって安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項もしくは第35条第4項の認可または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないもので、次のいずれにも該当する施設をいう。

ア 法第59条の2の規定にもとづき、東京都知事に届け出ていること。

イ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）にもとづく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されていること、または当該証明書が発行されている施設と同等の基準を満たすと青梅市（以下「市」という。）が認めていること。

- (2) 児童 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有し、市が保育の必要があると認めた者のうち、第2子以降（保護者に監護される者であって、最年長者から順に数えて2人目以降の子どもであると市が認めたものをいう。以下同じ。）であることが確認できたものをいう。

- (3) 保護者 補助の対象となる児童を監護し、当該児童と生計を一にする者で、認可外保育施設に在籍する当該児童にかかる保育料を認可外保育施設に納入する義務を負う者をいう。

3 補助対象者

補助対象者は、青梅市保育の必要性および施設等利用給付の認定等に関する規

則（平成26年規則第24号。以下「規則」という。）第3条に規定する認定基準に該当する児童の保護者で、市内に住所を有するものとする。

4 補助金の額

児童1人当たりの青梅市認可外保育施設利用者補助金（以下「補助金」という。）の月額、別表に定める基準額と、補助対象者が負担する当該児童の認可外保育施設の利用にかかる1月当たりの保育料から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11の規定にもとづき支給される施設等利用費を除いた額を比較し、いずれか少ない額とし、予算の範囲内において補助するものとする。

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市認可外保育施設利用者補助金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第1号）に、当該認可外保育施設の保育料がわかる書類を添付して、次に掲げる期間に依拠して、当該各号に定める期日までに青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、規則第7条の規定により支給認定証を交付されている場合にあっては、その添付書類の全部または一部を省略することができる。

(1) 第1期（4月分から8月分まで） 9月末日

(2) 第2期（9月分から翌年の3月分まで） 4月末日

6 交付決定等

市長は、前項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市認可外保育施設利用者補助金交付（却下・変更）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

7 申請内容の変更

(1) 前項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、第5項に規定する補助金の交付申請時の内容に変更があったときは、青梅市認可外保育施設利用者補助金変更申請書（様式第3号）をただちに市長に提出しなければならない。

(2) 前項の規定は、前号の申請があった場合に準用する。

8 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

9 実施期日等

(1) この要綱は、令和6年3月19日から実施し、令和5年10月1日から適用す

る。ただし、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第4項関係）

認可外保育施設利用者補助基準額（第2子以降）

（円／月・人）

区分		基準額
満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 <0～2歳児>	住民税課税世帯	27,000
	住民税非課税世帯	25,000
満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した者<3～5歳児>		20,000

青梅市認可外保育施設副食費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、認可外保育施設に在籍する児童の保護者（以下「保護者」という。）の経済的負担を軽減するため、副食費の一部を青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において青梅市認可外保育施設副食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項もしくは第35条第4項の認可または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないもので、次のいずれにも該当する施設をいう。

ア 法第59条の2の規定にもとづき、都知事に届け出ていること。

イ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）にもとづく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されていること、または証明書が発行されている施設と同等の基準を満たすと市が認めていること。

- (2) 副食費 食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、認可外保育施設に在籍し、保育料とは別に副食費の負担をしている児童の保護者とする。

4 補助金の交付額

児童1人当たりの補助金の交付額は、補助対象者が負担する副食費の金額とする。ただし、補助額の上限は、月額2,000円とする。

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市認可外保育施設副食費補助金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第1号）に、当該認可外保育施設に副食費を納入済みであることがわかる書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

6 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市認可外保育施設副食費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

7 申請内容の変更

(1) 前項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者は、第5項に規定する補助金の交付申請時の内容に変更があったときは、青梅市認可外保育施設副食費補助金変更申請書（様式第3号）をただちに市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、青梅市認可外保育施設副食費補助金変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

8 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

9 実施期日等

(1) この要綱は、令和6年4月1日から実施する。ただし、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金交付要綱

1 目的

青梅市の区域内（以下「市内」という。）のナラ枯れ（カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされる伝染病をいう。以下同じ。）の被害が出ている民有地において、所有する危険木を伐採する者に対して、予算の範囲内で青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって危険木の伐採を推進し、ナラ枯れの被害の拡大を抑制することを目的とする。

2 定義

この要綱において「危険木」とは、ナラ枯れにより倒木、落枝等のおそれが高く、人身または第三者の家屋等の財産に被害を及ぼす危険性の高い樹木をいう。

3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する危険木の所有者であること。
- (2) 危険木の伐採を事業者に依頼していること。
- (3) 同一の補助対象者または民有地において、同一年度内にこの要綱による補助を受けていないこと。

4 補助金の額

補助金の額は、危険木の伐採に要した費用の2分の1とする。ただし、20万円を上限とする。

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

6 交付決定

市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否について、青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

7 実績報告

前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、危険木の伐採が完了したときは、青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

8 補助金の支払等

(1) 市長は、実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる伐採が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金額確定通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

(2) 市長は、補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市地域農業経営基盤強化促進計画検討会設置要綱

1 設置

地域における目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、農業経営基盤強化促進法にもとづく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を青梅市が策定する上で、農業関係者の協議の場を設け、地域の特性や課題に応じた地域計画を策定することを目的として、地域農業経営基盤強化促進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 所掌事項

検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 策定した地域計画の進捗管理および変更に関すること。
- (3) 青梅市新規就農者育成総合対策資金交付要綱第2項第6号に規定する人・農地プランに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

3 組織

検討会は、次に掲げる者について、青梅市長が委嘱する委員11人をもって組織する。

- (1) 農業委員会の委員 2人
- (2) 西東京農業協同組合の代表者 2人
- (3) 農業関係団体および地域農業者の代表者 4人
- (4) 東京都に設置されている農地中間管理機構の代表者 1人
- (5) 東京都西多摩農業改良普及センターの代表者 1人
- (6) 東京都農業振興事務所の代表者 1人

4 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長および副会長

- (1) 検討会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 検討会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 守秘義務

会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らし、または知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 庶務

検討会の庶務は、農政担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

10 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- (2) 青梅市人・農地プラン検討会設置要綱（平成28年8月23日実施）は、廃止する。

結婚おうめ生活お祝い金交付要綱

1 目的

この要綱は、婚姻を機に青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）で新婚生活を開始し、引き続き市内で暮らしながら市での暮らしの魅力発信等を行う夫婦に対し、予算の範囲内で、結婚おうめ生活お祝い金（以下「お祝い金」という。）を交付することにより、婚姻後も引き続き市で「くらす」後押しをして地域への定着を促し、転出の抑制を図るとともに、市の活性化を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 令和4年4月1日以降に婚姻届が受理された夫婦であって、当該婚姻届が受理された日（以下「婚姻日」という。）時点または婚姻日から6月以内に、当該夫婦のいずれもが市内の同一の住宅に居住（以下「同居」という。）し住民登録されているものをいう。
- (2) 結婚おうめアンバサダー 市が行う移住・定住促進施策と連携し、自ら積極的に市での暮らしの魅力発信を行うものとして市に登録された新婚夫婦をいう。
- (3) 結婚おうめ生活 新婚夫婦が、同居開始日または婚姻日のうちいずれか遅い日（以下「基準日」という。）から3年以上継続して市に居住していることをいう。

3 結婚おうめアンバサダーの登録等

- (1) 結婚おうめアンバサダーとして登録を受けようとする新婚夫婦の代表者（以下「登録申請者」という。）は、基準日から6月以内（基準日が令和6年3月31日までの登録申請者にあつては、令和6年9月30日まで）に結婚おうめアンバサダー登録申請書（様式第1号）に戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があつたときは、その内容および登録申請者が結婚おうめアンバサダーとして適当と認められるものであるかを審査し、結果を登録申請者に通知するものとする。
- (3) 市長は、結婚おうめアンバサダーとして登録された者の名簿（以下「アンバサダー名簿」という。）を作成し、適正に管理しなければならない。

4 登録内容の変更等

- (1) 結婚おうめアンバサダーは、次のいずれかに該当するときは、結婚おうめアンバサダー登録（変更・辞退）承認届出書（様式第2号）により、市長に届け出な

なければならない。ただし、次のアに該当する場合は、変更の内容がわかる書類を添えるものとする。

ア 登録内容に変更があったとき。

イ 登録を辞退しようとするとき。

(2) 市長は、前号に規定する届出があったときは、その内容を審査し、アンバサダー名簿の登録情報を変更または削除するものとする。

5 登録の取消し

市長は、結婚おうめアンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録内容に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請内容であったとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

6 お祝い金の交付対象者

お祝い金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する結婚おうめアンバサダーとする。

(1) お祝い金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、新婚夫婦のいずれもが結婚おうめ生活をしており、申請日から5年以上、市に定住する意思を持っていること。

(2) この要綱にもとづくお祝い金のほか、次に掲げる要綱により補助金等の交付を受けたことがないこと。

ア 令和4年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱（令和4年4月6日実施）

イ 令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱（令和5年4月18日実施）

(3) 新婚夫婦のいずれにも市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

(4) 新婚夫婦のいずれもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。

(5) 新婚夫婦のいずれもが青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 新婚夫婦のいずれもが、日本人または出入国管理及び難民認定法（昭和26年

政令第319号)第2条の2第2項に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(7) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

7 お祝い金の交付額

お祝い金の交付額は、2万2,000円に別表に掲げる加算分を合計した金額とする。

8 お祝い金の交付申請

お祝い金の交付を受けようとする結婚おうめアンバサダーの代表者(以下「交付申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、基準日から3年が経過した日から6月以内に結婚おうめ生活お祝い金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、第3号および第4号に掲げる書類については、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略するものとする。

(1) 誓約書兼同意書(様式第4号)

(2) 住民票の写し(新婚夫婦2人分の写しであって、続柄および戸籍の表示(新婚夫婦に日本人以外の者を含む場合は、国籍および在留資格)を記載したもの)

(3) 住宅を取得したことが分かる売買契約書等の写しおよび領収書の写し

(4) 事業参加報告書(様式第5号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

9 お祝い金の交付決定

市長は、前項に規定する申請があったときは、申請書および関係書類の内容を遅滞なく審査の上、お祝い金交付の可否を、結婚おうめ生活お祝い金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

10 お祝い金の交付請求および支払

(1) お祝い金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、結婚おうめ生活お祝い金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは速やかにお祝い金の交付を行うものとする。

11 決定の取消し

(1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、お祝い金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- ア 偽りその他不正な手段によりお祝い金の交付決定を受けたとき。
- イ 居住の実態がないことが明らかになったとき。
- ウ お祝い金の交付申請の日から正当な理由なく５年以内に市外へ転出したとき。
- エ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、結婚おうめ生活お祝い金交付決定取消等通知書（様式第８号）により、速やかに通知するものとする。

12 報告等の求め

- (1) 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告または書類の提出（次号において「報告等」という。）を求めることができる。
- (2) 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）の定めるところによる。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和６年４月１日から実施し、令和９年４月１日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第７項関係）

区 分	交 付 要 件	金 額
1 おうめ定着加算	申請日時時点で、新婚夫婦のどちらかまたは双方の名義の住宅を取得していること。ただし、移住支援金（市の区域外（福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村および奥多摩町を除く。）から市内へ転入し、市内に戸建て住宅等を取得するなどの条件を満たした者に交付する支援金をいう。）の交付を受けたものを除く。	10万円
2 なり手担い手応援加算	次のいずれかに該当すること。 (1) 新婚夫婦のいずれかが申請日時時点でコンシェルジュ（市へ移住を希望する者の移住に関しての相談体制および移住した者の定住に関しての支援を	5万円

	行う者をいう。)として登録されており、移住相談対応をしたことがあること。 (2) おもてなし事業(市への移住を検討する移住希望者に対し、市民(市内に住民登録がある者をいう。)が組織する団体が市の魅力を体験する場を提供する事業をいう。)の運営として地域イベントに参加したことがあること。	
3 若者応援加算	婚姻日時点で39歳以下であること。	新婚夫婦のいずれかが該当する場合 3万円 新婚夫婦のいずれもが該当する場合 5万円

令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、婚姻をした夫婦に対し、青梅市(以下「市」という。)における婚姻に伴う新生活に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助することにより、当該夫婦の経済的な負担を軽減するとともに、少子化対策および移住・定住促進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦からなる世帯であって、当該婚姻届が受理された日(以下「婚姻日」という。)において夫婦のいずれもが39歳以下であるものをいう。
- (2) 若年新婚世帯 新婚世帯のうち、婚姻日において夫婦のいずれもが29歳以下であるものをいう。
- (3) 住宅取得費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間(以下「事業期間」という。)において、婚姻を機に、住宅を取得(婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に取得したものを含む。)するため

に要した費用をいう。ただし、金銭消費貸借契約（金融機関等から住宅購入の資金について融資を受ける契約のことをいう。）にもとづき住宅を取得した場合にあっては、当該金融機関等への元本返済に要した費用をいう。

(4) 住宅賃貸費用 事業期間において、婚姻を機に、住宅を賃借するために要した費用（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費および仲介手数料に限る。）をいう。

(5) 引越費用 事業期間において、婚姻を機に行った引越しに要した費用（引越業者または運送業者へ支払った費用に限る。）をいう。

(6) リフォーム費用 事業期間において、婚姻を機に行った住宅のリフォーム（婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に実施したものを含む。）に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等（倉庫、車庫にかかる工事、門、フェンス、植栽などの外構にかかる工事、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置および補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が直接行う工事を除く。）の工事費用をいう。

(7) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体から学生の修学または生活のために貸与された資金をいう。

(8) 市外転入者 令和5年4月1日以後に定住を目的として、新たに市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、住民登録をした者（同日以後に市から転出した者を除く。）をいう。

(9) 継続補助申請 令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱（令和5年4月18日実施。以下「前年度要綱」という。）にもとづき請求した補助金の額が、前年度要綱に定める補助限度額に達しなかった補助対象世帯において、再度行う補助金の交付申請をいう。

3 補助対象世帯

令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 補助金を申請する日（以下「申請日」という。）において、夫婦双方が申請日から5年以上、市に定住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有していること。

(2) 前年（申請日が4月1日から6月30日までの場合にあっては、前々年）の所得の額を明らかにすることができる市区町村長の証明書（以下「所得証明書」と

いう。)をもとに、夫婦の所得を合算した額(貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。)が500万円未満であること。

- (3) 夫婦双方に市税(市外転入者においては、転入前の市区町村税。国民健康保険税を含む。)の滞納がないこと。
- (4) 住宅取得費用または住宅賃貸費用にかかる名義人が、夫婦の双方または一方であること。ただし、夫婦いずれの名義でも契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- (5) 住宅を取得し、または賃借する場合は申請者の3親等内の血族および姻族から取得または賃借をするものではないこと。
- (6) 申請者および同居しようとするものの全員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助および住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方または一方が、過去にこの要綱にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと(継続補助申請を除く。)
- (8) 夫婦の双方または一方が青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 補助対象経費

- (1) 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用およびリフォーム費用とする。ただし、申請日において夫婦双方が現に居住している当該住宅にかかる経費に限る。
- (2) 前号に規定する補助対象経費は、勤務する事業所から住居にかかる手当等(以下「住宅手当等」という。)が支給されている場合には、住宅手当等に相当する額を控除した後の額とする。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる補助限度額を上限とする。ただし、継続補助申請を行う場合は、前年度要綱にもとづく補助金交付決定時の補助限度額から、受給した補助金の額を差し引いた額を上限とする。

区 分	補助限度額
(1) 夫婦の双方が市外転入者の若年新婚世帯	60万円

(2) 夫婦の一方が市外転入者の若年新婚世帯	40万円
(3) 上記以外の若年新婚世帯	20万円
(4) 夫婦の双方が市外転入者の新婚世帯	30万円
(5) 夫婦の一方が市外転入者の新婚世帯	20万円
(6) 上記以外の新婚世帯	10万円

6 補助金の交付申請

申請者は、令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書兼同意書（様式第2号）のほか、次に掲げる書類またはその写しを添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、第3号から第10号までに掲げる書類について、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書
- (2) 新婚世帯の住民票の写し
- (3) 夫婦双方の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
- (5) 住宅の売買契約書および領収書その他当該住宅の取得にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (6) 住宅の賃貸借契約書ならびに賃料、共益費および仲介手数料にかかる領収書その他当該住宅の賃借にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (7) 令和6年度住宅手当等支給証明書（様式第3号）
- (8) 引越費用にかかる領収書その他当該住宅への引越にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (9) リフォーム費用にかかる請負契約書および領収書その他当該住宅のリフォームにかかる費用についての支払が確認できる書類
- (10) 令和6年度住宅リフォーム承諾書（様式第4号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

8 補助金の交付請求および支払

前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）

は、速やかに令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の支払を行うものとする。

9 継続補助申請等

- (1) 申請者は、前年度要綱にもとづき、前年度請求した補助金の額が前年度要綱に定める限度額に達しなかったときは、事業期間に限り、継続補助申請を行うことができる。
- (2) 継続補助申請にかかる補助金の交付申請は、第6項の規定を準用する。ただし、第6項各号に掲げる書類のうち、第1号、第3号および第4号に掲げるものの提出は省略することができる。
- (3) 継続補助申請にかかる補助金の交付決定は、第7項の規定を準用する。

10 決定の取消し

- (1) 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - イ その他この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付決定取消等通知書（様式第7号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

11 アンケートへの協力

補助決定者は、市が実施する補助金事業にかかるアンケート等へ協力するものとする。

12 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、東京都地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和5年3月31日付け4福保子計第1458号）および青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

- (1) この要綱は令和6年4月9日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

おうめ観光戦略推進委員会設置要綱

1 設置

第7次青梅市総合長期計画に掲げた世界水準の持続可能な観光地域づくりを目指し、社会経済、環境および文化が調和した持続可能な観光ビジョンを描くおうめ観光戦略（以下「戦略」という。）の推進に必要な事項の調査および検討を行うため、おうめ観光戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略の推進に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 地域経済部長
- (2) 副委員長 シティプロモーション課長
- (3) 委員 交通政策課長、環境政策課長、清掃リサイクル課長、公園緑地課長、商工業振興課長、農林水産課長および文化課長

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を青梅市長へ報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年4月23日から実施し、令和11年4月1日をもってその効力を失うものとする。

おうめ観光戦略推進懇談会の公募市民募集要領

1 目的

この要領は、おうめ観光戦略推進懇談会設置要綱（令和6年4月23日実施。以下「要綱」という。）第3項に規定する懇談会委員のうち、公募市民の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

公募市民に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市（以下「市」という。）に住民登録をしている者
- (2) 市議会議員または市職員ではない者
- (3) 応募時点において満18歳以上の者
- (4) 市の他の付属機関等の委員でない者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (6) 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに開催する懇談会に出席可能な者

3 応募方法

公募市民に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる事項を記載した応募申込書を、持参、郵便または電子メールにより青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、年齢、性別、電話番号および電子メールアドレス
- (2) 市がこれから取り組む「持続可能な観光地づくり」に対する自身の考えを踏まえた応募動機（300字以上400字以下）

4 募集人数

募集人数は、男女各1人とする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

5 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して2週間とする。

6 選考者

公募市民を選考する者は、地域経済部長、商工業振興課長およびシティプロモーション課長とする。

7 選考方法

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、審査に合格した者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

8 庶務

公募市民の募集に関する庶務は、シティプロモーション課において処理する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、公募市民の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日等

この要領は、令和6年4月23日から実施し、令和11年4月1日をもって廃止する。

おうめ観光戦略推進懇談会の公募市民選考基準

1 目的

この基準は、おうめ観光戦略推進懇談会の公募市民募集要領（令和6年4月23日実施。以下「要領」という。）第7項に規定する選考を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 書類審査の方法

- (1) 選考者（要領第6項に定める選考者をいう。以下同じ。）は、応募者から提出された作文により、次の項目について、公募市民とすることの適否の審査をそれぞれ行うものとする。

ア 「持続可能な観光地づくり」に対する理解度

イ おうめ観光戦略の推進に対する熱意と責任感

ウ 文章の表現その他作文の形式的完成度

- (2) 前号の審査による結果をそれぞれの項目ごとに集計し、選考者の過半数が「不適」とする項目があるときは、その者を不合格とする。

- (3) 前号の規定により不合格となる者以外の者を合格者とし、その数が募集人数を超えた場合は、公開抽選により当選者および補欠者を決定するものとする。

3 公開抽選

- (1) 日時等

公開抽選の日時、場所等については、書類審査終了後、速やかに決定し、合格

者宛てに通知するものとする。

(2) 抽選方法

ア 公開抽選は、シティプロモーション担当課が開催し、選考者が立ち会うものとする。

イ 抽選は、抽選器によるものとし、選考者のうち地域経済部長があらかじめ指名する者（以下「抽選者」という。）が実施するものとする。

ウ 抽選者は、合格者の受付番号を付した玉を男女別にそれぞれ抽選器に入れ、抽選器により 1 番に抽出された玉の受付番号の者から順に当選者を決定し、次いで補欠者とその順位を決定するものとする。

4 書類審査の結果の公表

書類審査の結果については、応募者本人の審査結果について、応募者本人から請求があった場合に限り開示するものとする。

5 報告

選考結果は、青梅市長に報告するものとする。

6 実施期日等

この基準は、令和 6 年 4 月 23 日から実施し、令和 11 年 4 月 1 日をもって廃止する。

おうめ観光戦略推進懇談会設置要綱

1 設置

第 7 次青梅市総合長期計画に掲げた世界水準の持続可能な観光地づくりを目指し、社会経済、環境および文化が調和した持続可能な観光ビジョンを描くおうめ観光戦略（以下「戦略」という。）の推進にあたり、市民、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、おうめ観光戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

(1) 戦略の推進に関すること。

(2) その他観光施策における必要な事項に関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

(1) 青梅市観光協会

- (2) 観光関係事業者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

4 任期

委員の任期は、第1期を委嘱の日から令和9年3月31日まで、第2期を令和9年4月1日から令和11年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 会長が必要とときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見を市長に報告する。

8 庶務

懇談会の庶務は、シティプロモーション担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和6年4月23日から実施し、令和11年4月1日をもってその効力を失うものとする。

青梅市学校施設個別計画改訂支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

教育環境の向上と安全で安心できる学校施設を目指すために策定した「青梅市学校施設個別計画」の改訂支援業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適し

た者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市学校施設個別計画改訂支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 学校教育部長
- (2) 副委員長 施設担当部長
- (3) 委員 企画政策課長、教育総務課長、学務課長、指導室長および教育指導担当主幹

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年5月1日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。